

第3回 垂水市立学校の在り方検討委員会

日 時:令和7年12月16日(火)午後2時～
場 所:垂水市市民館 大ホール

会 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 議 題

- (1) 地区住民報告会について(報告)
- (2) 学校の在り方に関する中間取りまとめ(案)について(協議)
- (3) その他

5 閉 会

(1) 地区住民報告会について

(ア) 開催日程

11月7日から12月7日にかけて、市内全域、地区公民館単位で開催した。

	日 程	地 区	場 所
1	11月07日（金）	垂 水 地区	垂水市市民館
2	11月12日（水）	牛 根 地区	牛根地区公民館
3	11月13日（木）	松ヶ崎 地区	松ヶ崎地区公民館
4	11月14日（金）	新 城 地区	新城地区公民館
5	11月18日（火）	柊 原 地区	柊原地区公民館
6	11月18日（火）	境 地区	境地区公民館
7	11月20日（木）	水之上 地区	水之上地区公民館
8	11月21日（金）	協 和 地区	協和地区公民館
9	12月07日（日）	垂 水 地区	垂水市市民館

(イ) 報告内容

- ・これまでの経緯及び垂水市立学校の在り方検討委員会について
- ・検討委員会の進め方について
- ・保護者・児童アンケート調査の結果について

(ウ) 主な意見

【垂水地区】11月07日（金）

- 人口減少による統廃合の必要性は認識している。核となる学校をなくすなら、今後も子ども会等の活動を行っていけるよう、細やかな配慮をお願いしたい。
- スクールバスの運行について出発時間等の配慮を検討していただきたい。

【牛根地区】11月12日（水）

- 保護者アンケートの意見にある、「地域の声も大事だが児童生徒、保護者の声を第一に考えてほしい」が重要であり、ぜひ優先してほしい。
- 牛根小や松ヶ崎小などの極小規模校は、学校の再編を急いでほしい保護者がほとんどである。同学年1人～2人で6年間過ごさないといけない、友達と関係が悪くなってしまっても逃げ場がない、バレー、サッカーなどの大人数でのスポーツができない、中学校入学に伴い、大人数になじみがなくコミュニケーションでつまずきやすい。保護者も少ないためPTA活動が難しい。遠距離通学となりスクールバスが心配であるが、低学年へ配慮すれば、スクールバスさえクリアできれば統廃合も難しくない。統合後の地域との関わりについて、保護者、子どもたちも行事等に参加したいと考えている。

【松ヶ崎地区】11月13日（木）

- 統合に賛成である。振興会長だが、運動会の手伝い等も受け手がない。統合して、振興会長の負担が減れば、担う人も増えるのではないかと思う。都会にでたときのことも考えると、子どもたちには、程よい人数で切磋琢磨してほしい。
- 統合した方がよいと思う。学力面でも、スポーツ面でもある程度の人数がいた方が、切磋琢磨できてよい。

【新城地区】11月14日（金）

- 中学校の統合では、格原地区、新城地区は地域としては反対したが、生徒やその保護者からは「反対しないでほしい」という意見をもらった。
- どのようにしてもメリットデメリットはあると思う。地域でも統廃合に抵抗のある人もいると思うが理解してほしい。
- 生徒一人に先生が一人の教育環境に魅力を感じ移住した。統廃合には不安を感じるが、行事等におけるPTAは負担である。子どもたちは柔軟であり慣れていくべき統廃合を行っても平気ではと思う。地域行事がなくなると大変さみしい。
- 地域行事について、不安であったりさみしく思ったりすることは自分を含め、地域の人は皆同じ気持ちだと思う。自分の子どもも新城小で育ち、気持ちとしては大変さみしいが、学年で5名～10名程度ならだが1～2名の児童数となれば看過できないと思う。

【格原地区】11月18日（火）

- 児童数の多い学校に通学させるため格原地区から引っ越した人もいる。児童数の多い学校に通学できるとなれば、地域に留まることになるかもしれない。
- 子どもたちの人数をみると統合に賛成と言ってよい。格原地区も状況が厳しいため、統廃合を急ぐ必要がある。
- 統廃合により、地域としての活動が十分に行えなくなるのではないか心配である。行政として十分配慮していただきたい。

【境地区】11月18日（火）

- 地域コミュニティの核となる小学校が残ってるっていうことは大事なことだが、学校の主体は誰なのかというのが一番で、学校の主体は児童生徒であるべきで、子どもの将来を真剣に考えてほしい。その責任は親、地域、行政にあると思う。
- 中学校も含めた、義務教育学校も検討すべきである。
- スクールバスの乗車時間について、兄弟で乗り合わせたり、他地区の友人も乗つてきたりするため、問題なく楽しく過ごせるのではないか。
都市圏であれば、30分以上公共交通機関を利用しての通学などざらにある。
- 今回、統廃合しても子どもの減少は止められない。今後の人口減少に急ぎ対応が必要だと思う。地域維持のため、牛根地区に学校を1校以上残してほしい。
- 校庭に子どもの声が響くようイベントを行っている。「境地区、境小学校は居心地がよい」といわれるたびに、学校を残したいという気持ちになる。
地域に育ててもらうというのも、教育の方法の一つではないか。統廃合は行わず学校を残してもらいたい。

【水之上地区】11月20日（木）

- 統合することは保護者としてうれしい。友達が増えてよいと思う。子どもたちにとって地域の存在は大きいと思う。地域行事の行事をどうのように継承していくかが地域の課題だと思う。
- 1年生はよいが、5・6年生はすでにグループができており馴染めない子も出てくると思う。準備期間として他の学校との交流ができるとよい。
- 水之上小は減少傾向にあり、これまで同様の運営ができなくなりつつあり様々なことを考え直す時期である。統合するのであれば早くしてほしい

【協和地区】11月21日（金）

- 子どもが減少し統合は仕方がない。小規模校のままだと垂水市から転出する判断材料にもなってしまう。今後、学校だけの問題でない。
- 多くの人と関わることで、他の地域のことを知る機会も増えると思う。子どもたちが減っている中で統合を少しでも早く進めてほしい。
- 子どもが、小規模校交流や他の児童クラブに通うことで、同じ保育園の子と再会し大変喜んでおり、統合に賛成である。
- 地域の方々と話すと、保護者も地域の方も、もうそろそろだと考えており、統合は仕方ないという意識になっている。地域に学校がなくなるのは寂しいという意見もあったが、子どもたちの可能性を最大限生かせる環境を整えるのが一番大切だと思う。

垂水市立学校の在り方検討委員会委員名簿

	委員区分	役 職	氏 名	備 考
1	1号委員	新城小学校 校長	有村 重輝	
2	1号委員	垂水小学校 校長	山下 裕司	
3	1号委員	水之上小学校 校長	花里 弘克	
4	1号委員	柊原小学校 校長	竹井 敏秀	
5	1号委員	協和小学校 校長	弓指 修	
6	1号委員	牛根小学校 校長	中山 克彦	
7	1号委員	松ヶ崎小学校 校長	西 武久	
8	2号委員	新城小学校 PTA代表	隈元 竜馬	PTA会長
9	2号委員	垂水小学校 PTA代表	迫田 和文	PTA会長
10	2号委員	水之上小学校 PTA代表	堀之内 洋平	PTA会長
11	2号委員	柊原小学校 PTA代表	中田 美春	PTA会長代理
12	2号委員	協和小学校 PTA代表	石堂 浩之	学校運営協議会委員
13	2号委員	牛根小学校 PTA代表	大坪 由香	PTA会長・市P連会長
14	2号委員	松ヶ崎小学校 PTA代表	田村 心一	PTA会長
15	2号委員	境校区 保護者代表	新屋 泉紀	牛根小PTA副会長
16	2号委員	垂水中央中学校 PTA代表	野間 洋昭	PTA会長
17	3号委員	新城地区代表	畦地 昭洋	公民館長
18	3号委員	垂水地区代表	倉岡 孝昌	公民館長
19	3号委員	水之上地区代表	瀬脇 幸一	公民館主事
20	3号委員	柊原地区代表	梶原 誠	公民館長
21	3号委員	協和地区代表	野嶋 正人	公民館長
22	3号委員	牛根地区代表	井上 辰己	公民館長
23	3号委員	松ヶ崎地区代表	久徳 洋一	公民館長
24	3号委員	境地区代表	濱田 瑞穂	公民館長
25	3号委員	大野地区代表	松元 正美	公民館長

垂水市立学校の在り方検討委員会委員名簿

	委員区分	役 職	氏 名	備 考
26	4号委員	新城こども園代表	関 和弘	副園長
27	4号委員	さざなみ保育園代表	黒川 皓司	園長
28	4号委員	慈恩保育園代表	吉富 和夫	園長
29	4号委員	カトリック垂水幼稚園代表	泉 光浩	園長
30	4号委員	認定水之上こども園代表	伊地知 光秀	園長
31	4号委員	江ノ島幼稚園代表	福里 由加	園長
32	5号委員	新城こども園 保護者代表	重吉 伸哉	
33	5号委員	さざなみ保育園 保護者代表	宮迫 沙織	
34	5号委員	慈恩保育園 保護者代表	松尾 祐輝	
35	5号委員	カトリック垂水幼稚園 保護者代表	浦元 駿	
36	5号委員	認定水之上こども園 保護者代表	上園 佳澄	
37	5号委員	江ノ島幼稚園 保護者代表	森 正秋	
38	6号委員	鹿児島大学 教授	寺床 勝也	
39	6号委員	鹿児島大学 教授	山口 武志	
40	6号委員	認定こども園南部幼稚園	隈崎 和代	

オブザーバー	垂水中央中学校 校長	永田 真一	
--------	------------	-------	--

事務局	教育総務課長	小池 康之	
	学校教育課長	川崎 史明	
	教育総務課庶務係長	駿河 博之	

垂水市立学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 垂水市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を調査及び審議するため、垂水市立学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 少子化傾向にある中での学校の在り方に関すること。
- (2) 学校の施設整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員40人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校代表
- (2) 学校 P T A 代表
- (3) 各地区代表
- (4) 幼稚園・保育所・認定こども園の代表
- (5) 幼稚園・保育所・認定こども園の保護者代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項に関する一連の事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会の事務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員が必要と認めるときは、委員長に対し、会議の招集を請求することができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。